

# 家庭内家具等転倒防止器具取付支援及び給付の流れ

## ① 申請

申請者は「袋井市家庭内家具等転倒防止器具給付申請書」及び「袋井市家庭内家具等転倒防止器具取付支援申請書」を市役所危機管理（袋井市防砂センター3階）課又は浅羽支所市民サービス課へ提出してください。

申請書は地域のコミュニティセンターで配布しています。

市の指定する器具（別添「袋井市指定転倒防止器具一覧」参照）の中から、10年度の間で1世帯につき6台までの転倒防止器具を現物給付します。ただし、1台当たりの転倒防止器具代として、2,000円まで市が負担し、2,000円を超える分は申請者の負担となります。

世帯区分等	取付台数	市負担額	申請者負担額
1 満70歳以上の者のみで構成されている世帯	2台取付	10,600円	0円
2 要介護3以上の認定を受けている者が属する世帯			
3 身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けている者が属する世帯	3台取付	15,900円	0円
4 精神障害者保健福祉手帳（1級又は2級）の交付を受けている者が属する世帯	4台取付	21,200円	0円
5 療育手帳（A）の交付を受けている者が属する世帯	5台取付	26,500円	0円
6 袋井市災害時避難行動要支援者計画（個別計画）作成に同意した者が属する世帯	6台取付	31,800円	0円
7 その他市長が特に認めるもの			
上記に該当しない場合 （一般世帯）	2台取付	8,900円	1,700円
	3台取付	13,300円	2,600円
	4台取付	17,700円	3,500円
	5台取付	22,100円	4,400円
	6台取付	26,500円	5,300円

## ② 給付及び取付支援決定

市から申請者へ「袋井市家庭内家具等転倒防止器具取付支援決定通知書」及び「袋井市家庭内家具等転倒防止器具給付決定通知書」を交付します。

※ 転倒防止器具の申請者負担分のある場合は、納入済通知書を同封します。

申請のあった転倒防止器具の「給付の有無」及び「給付日（窓口（指定された市役所危機管理課（袋井市防災センター3階）又は浅羽支所市民サービス課）に取りに来ていただく日）」、「取付支援の有無」をお知らせします。

※ 1台当たり2,000円以上の転倒防止器具を申請された場合は、2,000円を超える分は申請者負担とな

## ③ 申請者負担がある場合の転倒防止器具の給付

申請者は、「袋井市家庭内家具等転倒防止器具給付決定通知書」と「領収書」を持参して、市役所危機管理課（袋井市防災センター3階）又は浅羽支所市民サービス課の窓口で転倒防止器具を受け取ってください。

申請者が指定した窓口で転倒防止器具を受け取ってください。また、受取の際には、「袋井市家庭内家具等転倒防止器具給付決定通知書」及び「領収書」をご持参ください。

同封された納入済通知書で市役所1階の静岡銀行窓口か出納室又は浅羽支所市民サービス課の窓口で申請者負担分をお支払いいただき、転倒防止器具受取の際に、領収書もご持参ください。

【転倒防止器具の受取の際に必要なもの】

- ① 袋井市家庭内家具等転倒防止器具給付決定通知書
- ② 領収書（※申請者負担がある場合のみ）

#### ④ 転倒防止器具の給付及び取付支援

##### 事前打合せのための日程調整



市が委託した団体に所属している大工さんから申請書記載の電話番号に**連絡があり**ますので、事前打ち合わせの日時を**決定**してください。

##### 事前打合せ（下見）



大工さんが**お宅に伺い**、現地で転倒防止器具を取り付ける家具、器具、位置、方法などを**申請者と確認**するとともに、取付日を**決定**します。

##### 転倒防止器具の給付及び取付支援の実施



申請者の**立ち会いの下**、転倒防止器具の**取付け**を行います。  
申請者負担のない器具については、取付支援の際に、**大工さんが持参**し申請者の取付確認等をもって給付となります。また、申請者負担分のある器具（事前に窓口で給付された器具）については、**取付けの際に、大工さんに渡**してください。

##### 取付完了の確認・取付支援申請者負担額の支払い



大工さんと一緒に転倒防止器具の取付状態などを**確認**していただき、大工さんが用意した完了報告書の確認欄に**記名、押印**をしてください。  
完了確認後、取付台数に応じた申請者負担額を**大工さんに直接お支払い**ください。

**完了です**